

(別記) 様式第 1 号 (第 3 条関係)



平成 3 0 年 1 月 4 日

南丹市議会議長

小中 昭 様

南丹市議会議員 松尾武治



文書質問書

南丹市議会文書質問実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり質問します。

記

質問事項	質問の具体的内容
原子力災害時における避難経路について	<p>原子力災害時における避難経路を内閣府は福井県住民が利用する京都府内の避難退城時検査場所の追加候補地について「長谷運動広場」(南丹市美山町)を示しているが、同資料によると長谷運動広場の周辺の状況に、狭あいな道路などによる経路が示されている。</p> <p>南丹市の避難経路についても、南丹市原子力対策住民避難計画に示されている。</p> <p>福島第 1 原子力発電所事故の教訓では、予想外の住民に混乱が起こったと確認している事から、両府県の計画を見る限りでは、大混乱が起きると考える。</p> <p>避難経路については、地域住民を加えた検討会を開催するなど、実効性のある避難経路を示す必要があると考えるが市の見解を伺う。</p>
原子力災害に対する市長の認識について	<p>①美山町の孤立集落への対応や対策を防災担当が集約していない。</p> <p>②原発事故の避難路市町村連盟の会議開催を 3 年間も事務を怠っていた。</p> <p>③原子力防災を想定した避難訓練で、府が関係する除染の部分は放射線防護服を着用していたが、市が関わる避難誘導、安定ヨウ素剤の事前服用に係る部分においては、放射線防護服を着用していなかった。</p>

	<p>④ 12月議会で、市民の安全・安心を担保する被害軽減策に関わり、台風21号の襲来で予測しなかった被害があった。避難訓練を重ねることで発生時に被災が軽減されるものと、避難訓練のみでは被災が軽減されないものがあることから、議会から安定ヨウ素剤に対する意見書が提出された。その後の対応を担当部長に伺ったが、市長が挙手をして自らの考え方を述べられていた。</p> <p>防災に対する国と地方の役割分担は、災害対策基本法、更に原子力災害対策特別措置法でそれぞれ示され、基本理念に沿った計画を作成し、それを実施する責務は、基礎的自治体の責務と示され、原子力災害においても基本法に準ずることが示されているように自治体の責務は示されている。</p> <p>以上の4項目から伺えるように、原子力災害に対する市の姿勢は軽薄であることから、市民の皆さんに、法等で国が示していることを踏まえた市の責務を明確に示すことで、市民の皆さんが不安に思われることも回避できると考えるが見解を伺う。</p>
<p>安定ヨウ素剤の事前配布について</p>	<p>山間の川沿いに点在する美山町は、集落の孤立を経験している。</p> <p>国は、地方のすべてを把握できないので、災害対策基本法・原子力災害対策特別措置法で示されている「国民の安全・安心を守る観点」で、安定ヨウ素剤の事前配布等においては、自治体の判断で適切な措置が行える部分を設けていると言われているが、市長自らの議会答弁では、事前配布に対する国の考え方の一部を述べられたにとどまり、市の責務については述べられていない。</p> <p>原子力災害発生時の市民の不安を考える時に、自治体の責務を置き去りにした発言は市民の不安をあおることになると考えるが見解を伺う。</p>
<p>防災計画に「見識の高い市民の声」を反映する手段について</p>	<p>市が把握している以上に、福島第1原子力発電所事故による混乱を体験された皆さんから、様々な形で南丹市民に不安要素が伝わっている事から、市民の不安を除くためにも市民の声を避難計画に織り込むことが重要と考える。</p> <p>見識の高い市民の皆さんを含めた委員会等を設置することで、原子力防災に対する市民の皆さんの不安を取り除き「市民の安全・安心を守る観点」の実効ある防災計画と計画に基づく避難訓練に繋がると考えるが見解を伺う。</p>